

津和野流鏝馬保存会露店等営業規則

(目的)

第1条 この規則は、鷲原八幡宮流鏝馬神事が、暴力団及び暴力団員が利することを防止し、露店等の事業者の公正な経済活動と秩序ある営業行為を助長し、もって社会環境の維持と鷲原八幡宮流鏝馬神の健全な運営を図ることを目的に、露店等の営業に関し、必要な事項を定めるものとする。

(露店等の営業申請)

第2条 露店等を営業しようとする場合は、あらかじめその露店等を営業しようとする者及び営業従事者の氏名、住所、生年月日、営業内容等について、津和野流鏝馬保存会（以下「保存会」という。）が規定する事項を出店申込書（様式第1号）に記載の上、保存会に提出し、出店許可証（様式第2号）の交付を得なければならない。

(関係機関への意見聴取)

第3条 保存会は、第1条の目的を達するために必要な限度において、露店等の営業の申請を行った者及び営業従事者が暴力団員等であるか否かについて、関係機関に意見を聞くことができる。

(出店の拒否)

第4条 保存会は、次に掲げる場合において、露店等の出店を許可せず、出店許可証を発行しないものとする。

- (1) 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団員又は暴力団員と生計を一にする者である場合
- (2) 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団員又は暴力団員が指定した者に対し、みかじめ料、場所代等名目の如何を問わず、金品を提供する者である場合
- (3) 露店等の出店許可を得ようとする者が、暴力団の活動又は運営に協力する者である場合
- (4) 露店等の出店許可を得ようとする者が、上記(1)から(3)に該当する者を営業従事者として使用する場合

(出店許可証の掲示)

第5条 露店等の事業者及び営業従事者は、保存会が発行した出店許可証を店舗の外部から分かりやすい場所に掲示して、営業を行わなければならない。

(出店許可の解除)

第6条 保存会は、次の各号の一に該当する場合、何らの催告も要することなく、出店の許可を取り消すことができる。

- (1) 出店許可を得た者が、第4条各号の一に該当することが判明した又は該当する行為をした場合
- (2) 出店許可を得た者が、虚偽の申請で出店許可を得たことが判明した場合
- (3) 出店許可を得た者と現に出店している者が、異なることが判明した場合
- (4) 営業中に、粗暴、卑猥な言動等お客に迷惑をかける行為を行った場合
- (5) 半裸体及び刺青をのぞかせる等の粗野な服装や態度をとった場合
- (6) 保存会等神事関係者の指示に従わない場合

(申請内容の変更の届出)

第7条 露店等の営業をしようとする者及び営業従事者が、やむを得ない事情により申請内容を変更した場合は、変更した者の氏名、住所、生年月日、営業内容等を保存会に届けなければならない。

附 則

この規則は、令和 6 年 1 月 1 日より施行する。